

第6期（平成27～29年度） 介護保険事業計画について③

平成12年度より始まった介護保険制度は、介護保険法における以下の「目的」、「国民の努力及び義務」等によって成り立っています。

（目的）

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

（国民の努力及び義務）

第四条 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとする。

介護の予防を進めるべく、「藤里町地域包括支援センター」を中心にさまざまな事業に取り組んでいます。

また、平成27年度介護保険法の改正により、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向け、準備・協議していくこととなります。

【平成29年度からの実施事業】

- ・ 予防給付（訪問介護・通所介護）の円滑な地域支援事業への移行

【平成30年度からの実施事業】

- ・ 認知症施策の推進
- ・ 在宅医療・介護連携の推進
- ・ 生活支援サービスの体制整備

詳しい内容については、町民の皆さまへパンフレットや広報等で随時周知していきます。

【介護保険事業へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします】

“藤里町地域包括支援センター”

藤里町地域包括支援センターでは、介護予防事業の取り組みとして「元気の源さんクラブ」を実施しています。各地区を回る「出張源さん」や男性による予防教室「をとこ組」など、今後も多くのメニューを提供いたしますので、積極的な参加をお願いいたします。